

松本市・生活保護窓口等に防犯カメラ設置予定（19年1月） 社保協、11/30 設置の中止を求める緊急要請



11月30日松本地区社保協は、松本市が19年1月より生活保護窓口などに設置予定の防犯カメラ設置の中止を求める松本市長あての緊急要請（左写真）を行いました。

この日の要請行動には、久保田会長以下、松本生健会の会員9名をはじめ加盟団体から12名が参加しました。松本市からは、防犯カメラ設置の担当課の森本契約管財課長他1名が出席しました。この要請行動に対して、松本市在局のマスコミ関係者が多数参加していました。

松本地区社保協が緊急に要請した内容は以下の通り。

2019年1月より生活保護課、障害福祉課、保険課、秘書課、資産税課、納税課の市民が相談に訪れる窓口に防犯カメラを設置する予定であるという信濃毎日新聞の報道（2018年11月27日付）により、市民は知ることになりました。

報道によると「犯罪防止が目的」との説明ですが、生活保護の相談窓口や障害福祉の相談窓口、各種税金の相談窓口などいずれも市民の生活権を守り、プライバシーが守られるべき場所です。

以下の理由により防犯カメラの設置の中止を求めます。

1. 今回の防犯カメラの設置により市民のプライバシー権が侵害される。
2. 特に、生活保護相談窓口は、保護申請を抑制（自粛）させる危険がある。
3. 生活保護申請相談窓口では相談室の充実などプライバシーに配慮した相談体制を整備すべきである。

社保協の緊急要請に対して、森本課長は、「この間、松本市でも通報事案、逮捕事案を含め職員の安全に係わる重大事案が発生した。こうした事案に対応するため犯罪防止を目的に庁舎内管理規則を定め、（上記の）相談窓口に防犯カメラを設置する方針を決め、9月議会の承認を得てきた」「撮影映像は7日間保存して順次上書き保存し、目的外利用や第三者への無断提供はしない、などの要綱を設け、プライバシーに配慮する」としました。

緊急行動に参加した方からは「生活保護申請の相談がしづらくなり、申請権が抑制される恐れがある」「防犯カメラで犯罪抑制がされるか分からない」「重大な人権侵害である」など意見が出され、久保田会長は「今回の設置方針は中止し、議論をやり直すべきである」と強調しました。これに対して、森本課長は「今回の要請など精査したい」と応えました。

要請参加者は、対象の障害福祉課長、生活保護課長にも「緊急要請」内容を伝えました。松本社保協では、加盟団体や反貧困ネットなどの諸団体とも連携して、防犯カメラ設置の中止を求める活動を強めます。



長野県社保協国保改善運動交流会
2019年1月19日（土）9時半～12時
松本市勤労者福祉センター3-3 会議室
次年度の国保改善運動の強化めざして

長野県社保協第24回総会、記念講演会
2019年2月16日（土）午前：総会
午後：記念講演会（講師：浦野広明税理士）
長野県教育会館3階大会議室